

令和8年第7回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月7日(火) 午後2時30分～午後4時20分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員
 - 1番 阿部 太
 - 2番 稲毛勢樹
 - 3番 打越映子
 - 4番 谷口紀一郎
 - 5番 平田菊典
 - 6番 堀田泰夫
 - 7番 小林弘幸
 - 8番 能隅良子
 - 9番 梅野一也
 - 10番 河上和則
 - 11番 岩永好彦
 - 12番 平河辰幸
 - 13番 末武久門
 - 14番 吉田孝好
 - 15番 山口正則
 - 16番 古賀由紹
 - 17番 中山政俊
 - 18番 古舘正一
 - 19番 曲淵俊之
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第26号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第27号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第28号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第29号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中田 賢治
農地係長	富田 浩之
農地係主査	中島 耕作
農地係職員	上田 陽士
振興係長	檜田 敏史
振興係職員	松本 愛菜
振興係職員	並木 菜月

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会は全員出席となっております。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
阿部太会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和8年第7回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に議席番号6番堀田泰夫委員、議席番号7番小林弘幸委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第26号農地法第5条の規定による許可申請について10件、議案第27号農地法第4条の規定による許可申請について2件、議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について10件、議案第29号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について1件、計23件でございます。以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。 なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。 また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長

ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第26号から第29号までの議案23件であります。なお傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構ですので、前もってお知らせをしておきます。

それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第26号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の1ページ、整理番号1番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は、合計で530平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの住宅ローン事前相談結果通知書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（道路・水路）占用許可申請の手続きが行われており、また、農地転用許可申請地内の里道に関する協議、埋蔵文化財発掘、下水道工事

関連の確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、最高１９センチメートルの盛土、最高２４センチメートルの切土による造成を行い、北側、西側境界にはコンクリートブロックを設置し、東側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、申請地南側水路を經由して東側道路側溝へ放流させ、汚水については汚水排水設備・合併処理浄化槽を設置し、雨水と同様に申請地南側水路へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号１番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 すみません。古賀でございます。今月１日に東部調査会で現地の確認をさせていただきました。県道はきれいに整備されており、一般住宅としてはやむを得ないのではないかと、周りへの影響もないのではないかとということで、特に問題ないだろうというところになりました。

ただ１点だけ、資料図の３ページを見ていただきたいのですが、施設配置図の右上に一体利用地（里道）として道路河川管理課協議済みという記載がございます。この里道について

てこういった協議が行われたのかということで色々と議論がございました。事務局でわかれば、協議済みの内容について、補足いただければ幸いです。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

事務局より補足がありましたらお願いします。

農地係長

はい。お答えします。一般的には、里道に付け替えや払い下げを行うケースがありますが、今回のケースにつきましては、行政書士の方からの聞き取りによりますと、通常は里道管理者に里道の分の道路占用許可を受け、一体利用地として敷地面積に算入するものですけれども、管理者である市の道路河川管理課と協議を行った結果、まず1点、道路占用許可申請は現況が今回のように道路ではない場合は受け付けることができない、また、仮に道路部分の地下に管を埋設する場合であれば、受け付けることもできるが、今回は何も工作物を設けないため、受付不可ということから、最終的な協議結果としては、本件については申請を伴う占用許可とは認められないが、一般の通行を阻害しない土地利用であれば宅地の一部として利用してよいとの回答を得たということで報告がなされました。以上でございます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。はい。小林委員。

小林弘幸委員

先日、東部調査会で現場を見ましたが、この里道は1メートル幅もありません。すぐ横には立派な県道が通っています。この里道をあえて残す必要があるのかと疑問に思うのが普通の考え方だと思います。

里道を挟む申請地の譲受人に購入意思があれば市から払い下げを受けられるのか、あるいは法律的に不可能なのか。駄目だとしたら現実にそぐわない感じがします。

事務局は道路河川管理課とそのあたりの協議を十分にされたのか、もう少し説明をお願いします。

議長 はい。事務局お願いします。

農地係長 はい。今回、直接道路河川管理課担当との確認を行っておりません。行政書士とのやり取りで聞き取った内容をお伝えしていますが、改めて道路河川管理課担当に確認をしたいと思います。

議長 よろしいですか。

小林弘幸委員 はい。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。はい。どうぞ。

曲淵俊之委員 ちょっと説明があったかどうか聞き洩らしましたが、資料図の2ページを見ると、今回の案件の南のほうはもう畑ばかりになっているようですが、1ページの右の地図を見ると、宅地か何かに既になっているんですか。

もう1点、先ほどの里道の件はですね、この2ページの南のほうに畑を持ってある〇〇〇〇さん、この方が右の県道へ出るには今回のこの里道を通らんと県道に行けん状態なのかどうかですね、里道と思われる道が南にも続いていて、そこから県道に行けるようになっているのか、そういった関係で里道を残す、残さないが影響してくるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。以上です。

議長	はい。事務局お願いいたします。
農地係長	はい。お答えします。１点目につきまして、１ページにあります。航空写真を当たって確認したところ、農業倉庫のようなものが建っているという状況です。２点目については、航空写真を見ると、この〇〇〇から東の道路に出るには形状としては支障がないかたちになっております。
議長	はい。古賀委員。
古賀由紹委員	東部調査会で現地を確認したという観点で報告をさせていただきます。先ほど質問がありました資料図の２ページを見てください。南北縦に里道が通っているように見えます。その右側に県道ができたために、里道の上半分はもう必要なくなっています。 先ほど副会長から質問ございましたが、現場を見ますと、ここは軽トラが十分通れる道です。そして、その下の水と書いてある所が実際は農道になっていて、コンクリ舗装されており、軽トラが十分通れる。この地図で言うと下が水路、その下の畑は小屋になっております。そして、里道の〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇は、里道としての形跡はありません。この里道は一部しか残っていない。そういうことから、東部調査会では、それをなぜ残すのかという意見が出たということで報告し、小林委員からも質問が出たところでございます。以上でございます。
議長	はい。ほかにございませんか。それでは、本件は事務局がこういった場合の里道の取り扱いなどについて確認をして、

農地係長
議長

また報告をしていただければと思います。

はい。確認してまた報告したいと思います。

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 1, 1 1 7 平方メートルのうち 2 0 平方メートルです。現況は、キュウリ栽培農地の一部となっております。目的は、休憩所およびトイレです。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連、埋蔵文化財発掘に関する確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用する計画で、東側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および西側水路へ放流させ、汚水については汲み取り処理する計画となっています。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から無条件による同意書が提出されています。

次に立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

稲毛勢樹委員 はい。浜崎の稲毛です。7月1日に東部調査会で現地調査を行いました。現状は先ほど言われたとおり、施設野菜でキュウリを作っておられます。そして周りの地目は田になっていますが、ハウスが建っております。今度の申請は、部分転用申請で、ここも借地でありますので、簡易的な休憩所、トイレになります。パートさん、家族さんのことを考えるとトイレ等の設置も考えていかなければならないのかなと思います。皆さんの審議のほうをよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員よって本案は可決しました。

次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1 4 4 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路法第 2 4 条の規定に基づく工事施工承認申請、道路占用許可、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、最高 3 2 センチメートルの盛土による造成を行い、北側の一部・西側・南側境界にコンクリートブロックを設置し、

また、北側の一部・東側境界に縁石を設置し、北側・東側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に雨水集水桝を設置し、北側道路側溝へ接続放流させ、汚水については北側の公共下水道施設へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

小林弘幸委員 今月の1日に東部調査会にて現地調査を行いました。調査会においては、周りが宅地ばかりですので、しかたないと意見が出ました。皆さんの審議のほうをよろしく願います。

議長 はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 2 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 2 ページ、整理番号 4 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 3 3 2 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 0 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 1 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 2 ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの住宅ローン仮審査終了通知書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用する計画で、北側・東側・南側境界には既存コンクリートブロックが設置されており、西側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、西側水路へ接続放流させ、汚水については汚水排水設備を設置し、西側の公共下水道施設へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

	見書が提出されています。
	次に立地基準ですが、第 1 種農地の該当事項 1 番に該当します。許可の基準は 7 番となっており、土地の選定理由書が提出されています。整理番号 4 番について説明を終わります。
議長	地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
小林弘幸委員	はい。今月の 1 日に東部調査会にて現地調査を行いました。周囲も宅地化が進んでおり、宅地と宅地の間にある農地を一般住宅として申請されています。調査会においては、周囲の営農に支障が出ることはないのしかたないとのことでした。皆さんの審議のほうをよろしくお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。 次に議案集 2 ページ、整理番号 5 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号 5 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 4 8 5 平方メートルです。現況は、休耕地となってお

ります。目的は、貸コンテナ倉庫です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 13 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15 ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用する計画で、北側・西側・南側境界には既存のコンクリートブロックが設置されており、東側道路からの出入口とする計画です。排水については雨水のみで、自然流下により東側道路側溝へ放流する計画となっております。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号5番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田孝好委員

和多田の吉田です。6月29日に中部調査会にて現地調査

を行いました。この場所は北側、東側、西側は住宅がほとんどで、南側のほうが幼稚園の運動場になっておって、周りは田んぼも畑もほとんどありません。そのため、問題ないということで皆さんのご審議のほうをよろしくお願いします。

議長

はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 2 ページ、整理番号 6 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 6 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、331 平方メートルです。現況は、遊休農地となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 16 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18 ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、

事業費は全額自己資金で、金融機関の残高証明書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路法第24条の規定に基づく工事承認申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、最高77センチメートルの盛土および最高84センチメートルの切土による造成を行い、北西側境界には擁壁を設け、北東側・南西側境界にはコンクリートブロック設置等を行い、南東側境界はセットバック後、コンクリートブロックおよび横断側溝を設置し、南東側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、南東側道路側溝へ接続放流させ、汚水については汚水排水設備を設置し、南東側の公共下水道施設へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっています。

整理番号6番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田孝好委員

はい。同じく和多田の吉田です。同じ日に中部調査会において現地調査を行いました。この図のとおり、上のほうは昔はミカン山でしたが、今はもう作られておりません。南のほ

うは小高い山で林野になっております。その上のほうが公園の裏の駐車場になっておりまして、横もほとんど宅地になっておって、問題ないかということで皆さんのご審議のほうをよろしくお願いします。

議長

はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 3 ページ、整理番号 7 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 3 ページ、整理番号 7 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は合計で 1 2 3 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 9 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 0 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 1 ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、

事業費は全額借入金で、金融機関からの住宅ローン事前相談結果通知書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連、埋蔵文化財発掘に関する確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、西側の既存側溝へ接続放流させ、汚水については汚水排水設備を設置し、南側の公共下水道施設へ接続放流する計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田孝好委員

はい。同じく和多田の吉田です。同じ日に現地調査を行いました。昔は倉庫だったのだろーと思いましたが、現地に行ったときにはもう取り壊してきれいに更地にされておりました。申請地の2箇所は、昔はおそらく畑だったかと思いますが、今は何も作られておらず、すぐに建物が建てられる状況になっておりました。周りもほとんど宅地になっておりますので、問題はないということで、皆さんの審議のほどよろし

	くお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。 次に議案集 3 ページ、整理番号 8 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号 8 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、宅地 1 筆、面積は合計で 1 7 7 . 7 6 平方メートルです。現況は、畑となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 2 2 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 3 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 4 ページのとおりです。 許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連、埋蔵文化財発掘に関する確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、最高30センチメートルの盛土による造成を行い、東側道路に面した北側宅地からの出入口とする計画で、西側宅地、西側農地、北側宅地、南側宅地も併せて購入する計画となっております。排水については雨水のみで、東側の水路へ放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第3種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田孝好委員 はい。同じく吉田です。資料図の22ページの図を見てもらいたいと思います。上が申請の畑で、下は既に駐車場として使われていました。ここへ行くのも結構道が狭く、ここに駐車場を作るのかと私達も思っていましたけど、許可が下りたということで、申請地も一応畑で、ちょっと木が生えていましたけど、もう周りも宅地になっておりまして問題ないかなあということで皆さんの審議のほうをよろしくお願いします。

議長 議案集の資料のかっこ書きについて事務局から説明をさせます。

農地係長	はい。資料図 2 3 ページにかっこ書きを左下に入れておりますけれども、説明いたします。農地法では農地か何かの判断は現況主義となっており、仮に地目が宅地等であっても、現況が農地として利用されていれば、その土地は農地として取り扱われるものでございます。今回申請地のうち〇〇〇〇〇つきましては、現地確認の結果、現況が農地として利用されていると判断されたため、転用申請の対象地としているものでございます。以上でございます。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。 次に議案集 4 ページ、整理番号 9 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号 9 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 2, 7 1 4 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、釣具店です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 2 5 ページを

ご覧ください。隣接地の地目などについては、26ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、27ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路法第24条の規定に基づく工事承認申請、伐採届、開発行為、下水道工事関連、埋蔵文化財発掘に関する確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、最高3.71メートルの盛土による造成を行い、周囲は土留め工事、法面保護、コンクリートブロックおよび防護柵を設置し、北西側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、北側水路へ接続放流させ、汚水については汚水排水設備を設置し、北西側の公共下水道施設へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第3種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は1番となっています。

整理番号9番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

堀田泰夫委員 はい。6番の堀田です。6月29日に中部調査会において

	現地調査を行いました。現地は、ここ一帯、雑草が生えたちよっと荒れたような土地でございました。よって周囲の営農に支障はないというようなことで、しかたないというようなことで調査をしております。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。はい。副会長。
曲淵俊之委員	はい。現地は休耕地で荒れ地になっているということのようですが、26ページを見ますと、その周りが地目は田で、農地がたくさんあるようですが、現況は休耕地で問題ないのでしょうか。確認でございます。
議長	事務局より説明をお願いいたします。
岩永好彦委員	中部会の岩永です。おそらく、そのときの申請がなかったんだろうと思いますけれども、現状はもう埋め立てであって、すぐにでも建物が建てられるような状態になっています。周りが田になってますけれども、これはもう完全に荒れ地になっているという状況です。
議長	事務局からはいいですか。
農地係長	はい。私どもも現地確認をしたところ、今岩永委員さんが申されたように、荒れ地といいますか、耕作放棄地の状態となっているのを確認いたしました。
議長	いいでしょうか。
曲淵俊之委員	はい。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集４ページ、整理番号１０番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

それでは議案書の４ページ、整理番号１０番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田４筆、面積は合計で１，７１７．２４平方メートルです。現況は、遊休農地となっております。目的は、駐車場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の２８ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、２９ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、３０ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路法第２４条の規定に基づく工事承認申請の手続きがなされており、下水道工事関連、埋蔵文化財発掘に関する確認を行っております。隣接農地等

への影響ですが、最高62センチメートルの盛土、最高21センチメートルの切土による造成を行い、周囲は土留め工事後、空洞ブロックとメッシュフェンスを設置し、北東側道路からの出入口とする計画です。排水については雨水のみで、敷地内に雨水排水設備を設置し、北東側道路側溝へ接続放流する計画です。

生産組合長および区長から条件付き同意書、隣接農地所有者からは異議なしの意見書が提出されています。なお、付された条件に対し、条件履行についての確約書が提出されています。

次に立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号10番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

河上和則委員 10番河上です。南部調査会として7月5日に現地確認をいたしました。現地は2号遊休農地というような状況でありまして、周りもほぼほぼそういう農地が広がっておる所があります。この土地は現在南、南東の部分に駐車場がありまして、道とその駐車場の横の土地の部分、筆数で言うと4筆あるわけですが、ここを埋め立てたとしても、周りに影響することはないだろうということで確認をしまいりました。以上、報告いたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 5 ページ、議案第 27 号農地法第 4 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 5 ページ、整理番号 1 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 2 筆、面積は合計で 1,871 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、堆肥舎および飼料置場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および申請地の地目等については、資料図の 31 ページから 33 ページをご覧ください。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成協議、下水道工事関連協議、埋蔵文化財発掘に関する確認を行っております。

隣接農地等への影響ですが、最高30センチメートルの盛土による造成を行い、西側道路からの出入口とする計画です。排水については雨水のみで、自然流下により東側の水路へ放流する計画です。

隣接農地所有者、農産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

谷口紀一郎委員 はい。4番の谷口です。7月1日に東部調査会で現場確認を行いました。現在、飼料置場は借地で、今度消防ポンプ小屋を部落で建てるそうですので、そこを移転せにやいかんの、自分の田んぼのほうに今度飼料置場と堆肥舎を作るそうです。また、南側はキュウリハウスを建設中でございます。審議のほうをよろしく申し上げます。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 5 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 4 筆、面積は合計で 1, 2 4 7 平方メートルです。現況は、荒廃農地となっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 3 4 ページから 3 6 ページをご覧ください。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連、埋蔵文化財発掘に関する確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用する計画です。排水については雨水のみで、自然地下浸透とする計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。許可の基準は 1 番となっております。

整理番号 2 番について説明を終わります。

議長

この件につきましては私のほうからご説明をさせていただきます。

きます。該当地は数年前災害に遭われまして、なかなか農地としての機能、農地として耕作をするのが無理のような状態に現在なっております。なかなか管理もしにくいような所でございまして、今回植林をしたいということで申請をされてあるものでございます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

皆様方から質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

ここでしばらく休憩といたします。15時55分に再開といたします。

~~~~~○~~~~~

15時40分 休憩

15時55分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは引き続き会議を再開したいと思います。次に議案集6ページ、議案第28号農地法第3条の規定による許可申

請についてを議題とします。整理番号１番から議案集８ページ、整理番号１０番を議題とします。この１０件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。それでは説明いたします。議案書の６ページから８ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が１０件となっております。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。「取得する農地を含め、保有するすべての農地を効率的に耕作する」「申請者や世帯員が農業に常時従事する（年間１５０日以上）」「水利調整など地域の農地利用に悪影響を与えない」などの観点から確認を行いましたところ、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、申請事由にございますように、自宅近隣の農地を取得される案件が、整理番号の１番、２番、６番、７番、９番の５件となっておりますが、６ページ、整理番号１番と２番につきましては、今年中と伺っておりますが、転居予定と聞いております。また、整理番号２番の案件につきましては、先程ご審議いただいた議案第２６号農地法第５条許可申請案件のうち、議案書３ページ整理番号８番と関連するものでございまして、転居に伴い、近隣農地を取得するものとなって

| | |
|--------|---|
| | おります。以上で説明を終わります。 |
| 議長 | <p>それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。</p> <p>【議案確認】</p> <p>本案について質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。</p> |
| 古賀由紹委員 | <p>すみません。古賀です。事務局にお願いですが、資料 6 ページの 2 番の案件でございます。この 2 番の案件については、実は資料図の 2 3 ページ、2 4 ページ、ここに登場するものなんですね。こういうものについてはどこかに、注意書きをしとってもらえると皆さん気づかれることになるのではないかというふうに思います。先ほど口頭で補足いただきましたけれども、できればこの資料を月末に送っていただいた時点で、どういう状況かわかるようにしとっていただけると見やすくなると思いますので、ぜひ今後気にかけていただければ幸いです。以上でございます。</p> |
| 議長 | 事務局からあれば。 |
| 農地係長 | <p>はい。古賀委員よりご指摘いただいたことにつきましては資料図等、資料作成においてわかりやすいようなかたちで記載するようにしてまいりたいと思います。以上でございます。</p> |
| 議長 | 本案についてほかに質疑や異議はございませんか。はい。 |
| 曲淵俊之委員 | <p>はい。7 ページの 5 番、一番上ですけど、譲受人さんは経営面積ゼロと。で、今回取得が 2, 9 0 0 平米になっています。新規就農者か何かですか。</p> |
| 議長 | はい。事務局お願いいたします。 |

| | |
|--------|--|
| 岩永好彦委員 | ちよつとよろしいですか。 |
| 議長 | はい。どうぞ。 |
| 岩永好彦委員 | はい。この方は、新規就農者になります。家を買ったときに農地がそのままついてきたんですよね。で、自分が農業をやりたいからということで、そのまま農地を引き取るため、名義変更しますということの申請です。 |
| 曲淵俊之委員 | 大丈夫ですか。 |
| 岩永好彦委員 | はい。大丈夫です。もう2年目でですね、田んぼを先にやっとなんとですよ。だから問題はないと思います。 |
| 議長 | 事務局からはいいですか。 |
| 農地係長 | はい。岩永委員さんから補足をいただいたとおりでございます。特段、認定新規就農者として、農業経営していくというかたちではございませんけれども、そういったかたちで農業をするというようなことでございます。 |
| 議長 | いいですか。副会長。 |
| 曲淵俊之委員 | はい。 |
| 議長 | はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 |

9 ページ、議案第 29 号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）についてを議題とします。筆番号 1 番から筆番号 12 番までを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。説明をいたします。筆番号 1 番から 12 番まで賃借権および使用貸借に基づく案件です。契約農地および貸借の内容、受け手の氏名、住所は議案書に記載のとおりです。

ここで申し訳ありません。議案書の右端、契約情報の欄につきまして説明をいたします。今回から表記を変えておりまして、中間管理事業を利用して再設定されるものを更新とし、相対契約から借り直しをされるものを相対という、2 種類の表記をしておりましたが、この部分が必要ないだろうと考え直し、前回も中間管理事業を利用して契約期間が切れて再設定されるものおよび相対から中間管理事業に切り替えられるもの、どちらも更新というかたちで表記をさせていただいております。一部簡略化をしております。今回出し手と受け手と両方に変更がなければ更新となっておりますので、ご承知おきください。

1 番から 12 番まで受け手につきましては新規参入の案件はございません。経験が十分にある方々でございます。すべての案件で農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に合致していると思われます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

| | |
|--------|--|
| | <p>本案について質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。</p> |
| 古賀由紹委員 | <p>すみません。古賀です。今後取り扱いについてのお願いで
ございます。今回から一番右側の契約情報について記載の仕
方を変えられたということですが、可能であれば、前もって
なぜそうなさるのかを我々に教えてもらってもいいのかなと
いうのが私の思いでございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>はい。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 振興係長 | <p>はい。大変申し訳ございません。こちらの配慮不足でござ
いました。こちらについては次回以降、元のかたちに戻させ
ていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。</p> |
| 古賀由紹委員 | <p>変更する分には構いませんが、事前になぜ変えるのかを説
明し、みんながわかった上で、変えていただきたいというお
願いです。みんなを集めてやるのが難しいのであれば、今回
の資料の中に入れ込んで説明をしていただくなどの方法もあ
るかと思えます。</p> |
| 事務局長 | <p>はい。すみません。古賀委員の思いはしっかり受け止めま
した。次回改善させていただきます。どうぞよろしくお願い
します。</p> |
| 議長 | <p>古賀委員よろしいでしょうか。</p> |
| 古賀由紹委員 | <p>はい。</p> |
| 議長 | <p>追加の説明があればどうぞ。</p> |
| 振興係長 | <p>念のため、今回の契約情報について再度説明をさせていた
だきたいと思えます。1番の更新につきましては、中間管理</p> |

事業契約の再設定、本来の更新でございます。案件番号6番から12番までにつきましては、今まで相対契約してありましたのを中間管理事業に移された分となります。以前で言うところの相対ということでございました。その点訂正をさせていただきます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集9ページ、筆番号13番および14番を議題とします。この案件につきましては、議席番号14番吉田孝好委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって吉田委員の退席を求めます。

【吉田委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。説明をいたします。筆番号13番および14番は、使用貸借に基づく案件です。契約農地および貸借の内容、受け手の氏名、住所は、議案書に記載のとおりです。

こちらは新規の権利設定でございますけれども、10年以上前から受け手による耕作の実態があったそうでございま

す。約8反の畑にハウスがあり、ニラ等の施設野菜を栽培されています。受け手は認定農業者ではありません。兼業ではございますが、ほぼ毎日畑の管理を行われており、農機具もトラクターや管理機などを所有、これまでの耕作の実績から見ましても、知識、経験等に問題はないと思われるところです。

農地中間管理事業の推進に関する法律の要件としましては、すべての農用地を効率的に利用することおよび耕作に常時従事することとされておりますが、いずれも合致するものと思われまします。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで吉田委員の入室を許可します。

【吉田委員入室】

吉田委員にお知らせをいたします。筆番号13番および14番につきましては、原案どおり決しましたので、お知らせをいたします。

以上をもちまして議案第26号10件、議案第27号2件、

議案第 28 号 10 件、議案第 29 号 1 件、計 4 議案 23 件は、
いずれも原案どおり可決しました。長時間のご審議大変あり
がとうございました。